

学校感染症について

学校保健安全法施行規則により、『学校において予防すべき感染症』が定められています。

- ◆ 集団感染予防のため、**下記の感染症と診断を受けた場合は登校せず、速やかに大学へ連絡して下さい。**
クラブ活動などの参加等もしてはいけません。

(大阪学舎) 06-6691-7341

(伊丹学舎)072-777-3353

- ◆ **医師から指示された期間は療養して下さい。** 治癒後の、登校時に下記証明書※を医療機関から発行してもらい、保健室(閉室時は事務室)へ提出してください。

※証明書とは・・・**診断書**(診断名と出席停止期間を記載されたもの)、**出席停止解除証明書**、**治癒証明書**など

現在、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症に限り、治癒証明書の提出は不要です。代替書類(受診時の領収書、医療明細書、薬の情報、抗原検査キットの陽性画像など)を提出して下さい。

※**本学様式の治癒証明書**が必要な場合は、ホームページからダウンロードできます。

医療費負担(文書作成料)が軽減する場合がありますので、医療機関の窓口で相談して下さい。

- ◆ 事後報告や、手続きをしていない場合は出席停止の配慮措置ができない場合があります。

	病 名	出席停止期間
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア、コンゴ出血熱、南米出血熱、痘そうパスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)ジフテリア、鳥インフルエンザ(H5N1)、重症急性呼吸器症候群(SARS)	治癒するまで出席停止
第 2 種	インフルエンザ	発症後 5日 経過し、かつ解熱した後 2日 を経過するまで (発症日の翌日を1日目とする)
	新型コロナウイルス感染症	発症後 5日 経過し、かつ解熱した後 1日 を経過するまで (発症日の翌日を1日目とする)
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹(3日はしか)	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後、2日を経過するまで
	結核	病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第 3 種	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス 腸管出血性大腸菌感染症(O-157)、流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	